平成２２年（フ）第５７９０号
大阪府高槻市牧田町６番23―507号
債務者　小野　静子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０号
山口県長門市東深川2700番地１　川村アパート３号
債務者　沖村　芳明
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５号
山口県萩市大字山田4672番地４
債務者　三浦サトコ
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第６号
山口県萩市大字椿東2456番地19　藤田アパート
債務者　水津　　**均**
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１７号
山口県長門市東深川2493番地３
債務者　宮川　安子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１９号
山口県長門市東深川1849番地６
債務者　中野ユキ子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２０号
山口県長門市日置上2006番地10
債務者　寺山　善史（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東552番地12
債務者　大田美代子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２４号
山口県長門市油谷向津具下3541番地２
債務者　藤井　三士
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２５号
山口県長門市通969番地
債務者　山中　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２８号
山口県長門市通969番地
債務者　山中　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３０号
山口県長門市深川湯本1062番地４齋藤正男方
債務者　篠田真由美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３４号
山口県萩市大字椿東5714番地11
債務者　坂本　洋石
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３７号
山口県長門市東深川321番地１
債務者　山根美左夫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４４号
滋賀県米原市下多良下多良３丁目10番地１　レイクシティ109号、前住所滋賀県米原市柏原107番地１
債務者　大野　友之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
埼玉県狭山市大字南入曽907番地の１
債務者　中山　春男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４７号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1286番地13
債務者　柏﨑　育代（旧姓小山田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４９号
埼玉県川越市大字今福2846番地22
債務者　井田　貞子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部